

第 26 回総会議事録

(令和 4 年 8 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第26回総会 議事録	
日 時	令和4年8月26日（金）14時30分～17時15分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 17名 欠席委員数 2名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第3条の土地の競（公）売買受適格証明について</p> <p>第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第5号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>第11号議案 令和4年度活動目標の策定について</p> <p>第12号議案 横浜市中央農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の改正について</p> <p>第13号議案 横浜市中央農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第5号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した7月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 令和4年度生産緑地地区指定の都市計画変更案について</p> <p>第8号 特定農地貸付の軽微な変更について</p> <p>第9号 農業経営改善計画の認定について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>13番 許可</p> <p>第2号議案</p>

	1 番 証明発行
	2 番 証明発行
	第 3 号議案
	18番 許可相当
	19番 許可相当
	第 4 号議案
	14番 許可相当
	15番 許可相当
	第 5 号議案
	28番 証明交付
	29番 証明交付
	30番 証明交付
	31番 証明交付
	32番 証明交付
	33番 証明交付
	34番 証明交付
	35番 証明交付
	36番 証明交付
	37番 証明交付
	38番 証明交付
	39番 証明交付
	第 6 号議案
	6 番 証明交付
	7 番 証明交付
	第 7 号議案
	8 番 利用確認
	第 8 号議案
	4 番 証明発行
	第 9 号議案
	5 番 協力
	第10号議案
	5 番 承認
	6 番 承認
	第11号議案
	決定
	第12号議案
	決定
	第13号議案
	決定

議 事	
事務局	<p>(開会 14時30分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>ただ今から第26回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号14番関戸裕一委員、15番平本武夫委員にお願いします。それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。13番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は譲渡人である父と共に水稲と露地野菜栽培をされています。父が高齢になってきており、今回一緒に農業経営を行っている息子に所有権移転をするため今回の申請に至りました。</p> <p>譲受人世帯としての経営農地は36aあり、緑区の下限面積30aを超えています。全部効率要件については青葉区、緑区の経営農地は全て良好に水稲と露地野菜畑を耕作されています。また、旭区に14㎡の狭小の耕作不適地がありますが「第5号議案農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」の30番で、申請受付済です。</p> <p>申請地では引き続き水稲としての利用を予定しています。</p> <p>通作距離についても車で15分と問題なく、申請者本人は年間300日程度従事しており常時従事日数の観点からも問題ありません。周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第二項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	<p>13番について、地区担当の小原推進委員の意見はいかがですか。</p>
小原推進委員	<p>綺麗に耕作されている方です。事務局の説明のとおり、特に問題ありません。</p>
議長	<p>13番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、13番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、13番は第5号議案30番の承認を要件とし、許可とします。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第3条の土地の競(公)売買受適格証明について」審議します。1番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人の耕作面積は、89aで青葉区の下限面積の30aを超えております。</p> <p>申請地は横浜地方裁判所で競売が予定されています。競売の入札に際して、農地法</p>

第3条の買受適格証明が必要となるため、入札を希望している譲受人より、証明願の申請がありました。

申請者は青葉区市ケ尾町、下谷本町など申請地付近に農地を複数所有し、露地野菜を栽培しております。申請地でも露地野菜を栽培する計画です。

通作距離も申請地の隣の農地を耕作していることから問題ありません。

周囲との調和条件についても問題ありません。

以上、農地法第3条第二項の各号に該当しないため、証明書交付は妥当であると思われま

す。なお証明書が発行され落札された場合、今回で農地法3条の審議は済んでいるため、許可書の発行につきましては事務的に行い、その後の総会で報告します。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

1番について、地区担当の吉濱推進委員の意見はいかがですか。

吉濱推進委員

ご家族で農業をされている方です。事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

議長

1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、1番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、1番は証明発行することと決定します。

続いて、2番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人の耕作面積は、51aで青葉区の下限面積の30aを超えております。

申請地は横浜地方裁判所で競売が予定されています。競売の入札に際して、農地法第3条の買受適格証明が必要となるため、入札を希望している譲受人より、証明願の申請がありました。

申請者は申請地付近に農地を複数所有し、水稻及び露地野菜を栽培しております。申請地でも露地野菜を栽培する計画です

通作距離も申請地の隣の農地を耕作していることから問題ありません。

周囲との調和条件についても問題ありません。

以上、農地法第3条第二項の各号に該当しないため、証明書交付は妥当であると思われま

す。なお証明書が発行され落札された場合、今回で農地法3条の審議は済んでいるため、許可書の発行につきましては事務的に行い、その後の総会で報告します。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

2番について、地区担当の森田推進委員の意見はいかがですか。

森田推進委員	隣の農地を耕作している方です。事務局の説明のとおり、特に問題ありません。
議長	2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、2番は証明発行することと決定します。 続いて、第3号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。18番について、事務局から説明してください。
事務局	申請者は相続により申請地を取得しましたが、会社員であり後継者もいないため耕作を続けることが困難です。そこで申請地の有効活用を検討していたところ、駐車場として利用したいとの申し入れがあったため、転用するものです。 借受法人は小田原市に主たる事務所がある医療法人で、歯科医院に加え、港北区新横浜二丁目に事務所を置き、神奈川県を中心に歯科出張診療をしています。診療車の駐車場は横浜市内と藤沢市内の月極駐車場やコインパーキングを複数利用しているため、コストや業務効率の点で改善が必要です。現在、藤沢市内の診療先が減少しているため、診療先の多い神奈川区、港北区付近で所有車両19台を置ける場所を探した結果、申請地が選定されました。 立地基準は第3種農地です。500m以内に菅田西長谷公園と菅田みどりの丘公園があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。 被害防除について、敷地内は砕石敷きにし、雨水は自然浸透させます。南東側に出入口のスロープを設け、U字溝に影響のないようU字溝に接する部分をコンクリートで補強します。東西の公道境界には鋼板土留を設置し、南側のスロープ部分の隣地境界にはコンクリートブロック5段を設置します。北側と南側の一部の隣地境界には緩衝帯を設けます。 申請者の所有農地に違反転用はありません。 他法令について、雨水浸透阻害行為の許可は不要であることを道路局河川管理課に確認済みです。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。
議長	18番について、地区担当の金子委員の意見はいかがですか。
金子委員	事務局の説明のとおり、特に問題ありません。
議長	18番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

	<p>無いようですので、18 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、18 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、19 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請人は農業経験の少ない中営農しておりますが、労力不足のため農業規模の縮小を考えていたところ近隣事業者から駐車場として利用したいと申し入れがあり転用するものです。</p> <p>借受法人は、近隣の町田に事業地のある一般乗合旅客自動車運送業等を営む法人で、現在利用している駐車場が手狭で入出庫に支障があり 11 台分の新たな駐車場を必要としております。町田営業所から 2km 圏内で、交通の便や面積等の条件について申請地が唯一合致したため転用申請するものです。</p> <p>立地基準については、農用地区域計画外農地で、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため第 2 種農地となっております。</p> <p>被害防除については、雨水は砕石敷きにより自然浸透させ、コンクリート部分は集水枘を新設し公共下水管に接続します。周辺はコンクリートブロックを新設し土砂流失を防止します。隣接地権者には計画について説明し了承を得ております。</p> <p>申請者の所有農地に違反転用はありません。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>19 番について、地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。</p>
岡部委員	<p>事務局の説明のとおり、特に問題ないと考えます。</p>
議長	<p>19 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、19 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、19 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第 4 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。14 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は横浜市内で土木工事業および建設機器のリース業を営んでいます。7～10 t ダンプ等大型車が 8 台、中型・小型車 4 台、建設作業機械 3 台を保有しており、</p>

借地の事業所敷地に全台数を駐車していました。しかし、事業所の駐車スペースを圧迫しているため、日ごろから来客を断る場合があるなど営業の妨げになっており、大型車の駐車場所の早急な確保が必要になっておりました。当該地は本社から徒歩3分ほどであり、大型車8台を駐車できる十分な面積があります。その上、中原街道に面しているため、大型車8台を安全に搬出入できる十分な幅員があります。以上の条件を満たし、取得できる見込みの立った場所は当該地のみで、業務効率化のために、駐車場への転用を申請するものです。

立地基準は、第2種農地です。500メートル以内に東山田駅があります。被害防除として、敷地内はすべて砂利敷きとし、雨水は自然浸透とします。南側、東側隣地境界には新設ブロック塀を5段積みになります。西側道路沿いは、一部既存ブロックを生かし、足りない部分は新設ブロックを2段積みになります。

申請者の所有農地に違反転用はありません。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長 14番について、地区担当の栗原智委員の意見はいかがですか。

栗原智委員 事務局の説明のとおり、特に問題ないと考えます。

議長 14番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、14番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、14番は許可相当とし市に進達します。
続いて、15番について、事務局から説明してください。

事務局 譲受人は緑区で土木・建築業を営む法人で、賃借している駐車場及び資材置場について立ち退きを求められ移設先を必要としておりました。事業所から10分以内で交通の便や面積等の条件について申請地が唯一合致したため転用申請するものです。

立地基準については、農用地区域計画外農地で、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため第2種農地となっております。

被害防除については、敷地内は転圧し砂利敷きとします。水路側は法面が崩壊しないようセットバックし現況の土のままとします。雨水については、自然浸透させます。周囲は出入口部分を除きコンクリートブロック2段を新設し、土砂流失を防止します。隣接地権者には計画について説明し了承を得ております。

申請者の所有農地に違反転用はありません。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長	15 番について、岡部委員の意見はいかがですか。
岡部委員	事務局の説明のとおり、特に問題ないと考えます。
議長	15 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、15 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、15 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第 5 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。28 番から 39 番までについて、事務局から説明してください。
事務局	28 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 29 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間道路として使用されていることを非課税証明で確認しました。 30 番については、位置、面積、形状等からみて、耕作不適地であることを確認しました。 31 番について、立地基準は第 3 種農地です。10 年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 32 番について、立地基準は第 3 種農地です。13 年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 33 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間山林として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 34 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 35 番について、立地基準は第 2 種農地です。15 年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。 36 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間雑種地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 37 番について、立地基準は第 2 種農地です。15 年間道路として使用されていることを航空写真で確認しました。 38 番について、立地基準は第 2 種農地です。15 年間道路として使用されていることを航空写真で確認しました。 39 番について、立地基準は第 2 種農地です。15 年間駐車場及び直売所として使用されていることを航空写真で確認しました。

議長 28番から39番までについて、委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、28番から39番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数のため、28番から39番までにつきまして証明交付とします。
続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。
6番について、事務局から説明してください。

事務局 申請地は露地野菜畑と果樹畑です。現地調査の結果、農地として良好な状態であることを確認しており、相続人は今後も引き続き農業経営されるとのこと。除外物件はありません。

申請地の状況については、8月16日に地区担当の岡部委員にご確認をいただいております。

以上のことから「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長 6番について、地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。

岡部委員 事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

議長 6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、6番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数のため、6番は証明交付とします。
続いて、7番について、事務局から説明してください。

事務局 申請地は水稻の農用地と露地野菜畑の生産緑地です。現地調査の結果、農地として良好な状態であることを確認しており、相続人は今後も引き続き農業経営されるとのこと。

申請地の状況については、8月16日に地区担当の野路委員にご確認をいただいております。

以上のことから「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長	7番について、地区担当の野路委員の意見はいかがですか。
野路委員	事務局の説明のとおり、特に問題ありません。
議長	7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、7番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、7番は証明交付とします。 続いて、第7号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。8番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては7月22日に事務局、坂田委員及び対象者で現地立会を行いました。現地調査の結果、田として全ての農地が適正に管理されていることを確認しております。 以上、町田税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	8番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。
坂田委員	事務局の説明のとおり、特に問題ありません。
議長	8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、8番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、8番は適正に利用されていることを町田税務署に報告します。 続いて、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。4番について、事務局から説明してください。
事務局	令和3年1月16日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長	4番について、地区担当の齋藤春美推進委員の意見はいかがですか。
齋藤春美 推進委員	事務局の説明のとおり、特に問題ありません。
議長	4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、4番について証明発行とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、4番は証明発行することと決定します。 続いて、第9号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。5番について、事務局から説明してください。
事務局	主たる従事者証明発行済みです。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、9月5日(月)を期限として事務局までご連絡ください。
議長	5番について、あっせんに協力します。 続いて、第10号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。5番について、事務局から説明してください。
事務局	申請地は斜線の箇所、農用地区域の一角です。農園には北側、東側からの接道がありますので、周辺への影響は軽微と思われます。 続けて、配置計画図をもとにご説明します。貸付区画は1区画24㎡で、12区画を開設する計画です。 次に開設内容の説明をします。 ・農園の名称：さえど農園 ・貸付期間：2年間 ・貸付けにかかる賃料：年間15,000円/区画 ・募集方法：現地募集看板設置立て看板による公募 ・申し込み方法：電話 ・選考方法：先着順 ・管理者：開設者本人・家族 ・開園予定(増設部分)：令和4年9月1日 利用者の通作手段は、徒歩を想定しています。 横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和4年8月2日に結んでおります。 以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い

いたします。

議長 5番について、地区担当の大澤委員の意見はいかがですか。

大澤委員 所有者が高齢となり、息子は会社員のため今回の申請に至ったものです。事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

議長 5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、5番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、案の通り承認と決定します。
続いて、6番について、事務局から説明してください。

事務局 申請地は斜線の箇所、残りは開設者の自作地となります。
貸付区画は1区画 56.55㎡で2区画を開設予定です。
次に開設内容の説明をします。
・農園の名称：KEF
・貸付期間：1年間
・貸付けにかかる賃料：年間10,000円/区画
・募集方法：現地案内板掲示予定
利用者の通作手段は、徒歩を想定しています。
横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和4年8月3日に結んでおります。
以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。ご審議のほどよろしく願
いたします。

議長 6番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。

坂田委員 申請者から将来的には区画を増やしたいと聞いております。事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

議長 6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、6番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、案の通り承認と決定します。
続いて、第11号議案「令和4年度活動目標の策定について」審議します。事務局

から説明してください。

事務局 (議案書に沿って説明)

議長 第 11 号議案について、意見、質問等がありますか。

栗原委員 活動強化月間とその取組内容を目標設定することだが、強化月間時期における各自の活動は、この強化月間の取組内容と合わせる必要はあるのか。

事務局 年度末の点検・評価では、農業委員会として強化月間の時期に設定した取組内容が実施できたかどうかを確認しますが、各自がどれだけ強化月間の取組内容を行ったかまでは点検しませんのでそこまで整合性をとらなくて大丈夫です。

議長 その他、意見、質問等がありますか。
無いようですので、第11号議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、第11号議案については承認と決定します。
続いて、第 12 号議案「横浜市中心農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の改正について」審議します。事務局から説明してください。

事務局 第 12 号議案について説明いたします。
横浜市中心農業委員会農地利用最適化推進委員の次期募集を行うにあたり、「横浜市中心農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱」について必要な改正を行います。直近の改正は令和 3 年 9 月で押印の廃止に伴うものです。今回改正したい箇所は網掛けにしています。

いずれも軽微な文章の修正にはなりますが、改正したいと考えております。

また要綱にもありますが、推進委員候補者の選定は、現行の農業委員から選定された選定委員会で行います。この際の選定委員は前回改選時と同様農業委員全員としたいと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 第 12 号議案について、意見、質問等がありますか。
無いようですので、第12号議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長	賛成多数と認め、第12号議案については承認と決定します。 続いて、第13号議案「横浜市中心農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定について」審議します。事務局から説明してください。
事務局	第13号議案について説明いたします。 横浜市中心農業委員会農地利用最適化推進委員の次期募集を行うにあたり、手続き等必要な事項を定めるため、横浜市中心農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項を制定します。前回改選時の募集要項と変更している箇所について網掛けにしています。 以上募集要項の制定について、ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	第13号議案について、意見、質問等がありますか。 無いようですので、第13号議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第13号議案については承認と決定します。 以上で第26回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項第1号から第9号について、野路委員をお願いします。
野路委員	報告事項第1号から第9号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第1号から第9号まで一括で報告。
野路委員	第1号から第9号について質問等がありますか。 無いようですので、これもちまして第26回総会を終了します。 (17時15分閉会)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和4年8月26日

議長

署名人

署名人

令和4年8月26日開催 第26回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子利一		出席	
4	坂田清一		出席	
5	加藤保		出席	
6	栗原智		出席	
7	守谷弘	連合会監事	出席	
8	大立尚登	連合会理事	出席	
9	阿部敏		出席	
10	大澤博		出席	
11	岡部弘		出席	
12	河原俊一	連合会理事	出席	
13	大塚喜彦		欠席	
14	関戸裕一		出席	議事録署名人
15	平本武夫		出席	議事録署名人
16	小池誠一郎		欠席	
17	小川名重典	連合会理事	出席	
18	白井秀幸		出席	
19	小島重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野清		出席	
2	栗原茂		出席	
3	小山正博	連合会理事	出席	
4	齋藤公		出席	
5	鈴木輝雄	連合会理事	出席	
6	永島善範		出席	
7	根本栄治		出席	
8	吉野幸弘		出席	
9	飯田清		出席	
10	内田英一		出席	
11	大矢勝		出席	
12	小原甲史		出席	
13	齋藤春美		出席	
14	佐藤孝春		出席	
15	新川和生		出席	
16	森田喜八郎		出席	
17	吉濱勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし